

## 高齢者等の就労機会の確保等活動事業者の認定申請要領

### (目的)

第1 この要領は、高年齢者等の就労機会の確保等活動事業者の認定に関する事務処理要領（平成24年3月27日施行。以下「事務処理要領」という。）第4の規定に基づく認定の申請に関し必要な事項を定めるものとする。

### (申請書に添付すべき書類)

第2 事務処理要領第4の2に規定する申請書に添付すべき書類は下記のとおりとし、公的機関が発行した証明書類については、原本を添付するものとする。

- (1) 定款、寄附行為、会則、活動方針又は事業計画書等それに類する書類
- (2) 申請日の直近の収支計算書、貸借対照表、財産目録及び監査報告書写し等団体の運営及び財産の状況が確認できる書類（任意団体であれば出納簿、残高証明書、収支計算書及び監査報告書等）
- (3) 遂行可能な業務を記載した書類（別紙様式1）
- (4) 前号の業務に必要となる許可証等の写し
- (5) 公的機関、民間を問わず、直近の2年間における、第3号の業務の契約実績を記載した書類（別紙様式2）
- (6) 別紙様式2に記載した業務における契約書等の写し及びその業務の検査結果を確認できる書類（第3号の業務の数に応じ、1業務につき2件程度）
- (7) 個人情報の取扱いについて定めた書類
- (8) 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（任意団体であれば役員個人の印鑑証明書）
- (9) 法人の印鑑証明書
- (10) 国税、都道府県民税、市町村税に係る納税証明書類（任意団体であれば役員個人の納税証明書）
- (11) 社会保険料又は労働保険料等納入証明書

2 事務処理要領第2第1号に規定する者として認定を受けようとする者は、前項に掲げるもののほか、次に掲げるものを添付するものとする。

- (1) 業務に従事している者（雇用期間及び労働時間の長短に関わらず、団体において役務業務に携わる者で個人に限る。ただし、賛助会員等は除く。以下「業務従事者」という。）の名簿（別紙様式3）
- (2) 業務従事者が安全に就業する体制について定めた書類
- (3) 業務従事者への報酬の支払い、業務従事者への報酬の算定根拠、財務担当責任者の設置及び監事による監査の体制等適切な会計管理が行われていることが確認できる書類

3 事務処理要領第2第2号に規定する者として認定を受けようとする者は、第1項に掲げるもののほか、次に掲げるものを添付するものとする。ただし、同項第3号で規定するものについては、任意様式により提出することができるものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の規定に基づく障害者（以下、「障害者」という。）を業務に従事させている場合にあっては、障害者が安全に就業する体制について定めた書類
  - (2) 障害者を業務に従事させている場合にあっては、業務に従事する障害者への報酬への算定根拠、財務担当責任者の設置及び監事による監査の体制等適切な会計管理が行われていることが確認できる書類
- 2 第1項第5号及び第2項第1号に基づき記載した事項について、その事実を確認することがある。

附 則

この要領は、平成25年3月6日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年7月10日から適用する。